

「県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業」

質問に対する回答書

令和5年10月2日

| 番号 | 質問内容 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 募集要項 10(1)イa 必ず全施設検討する必要がありますでしょうか。 | 本公募は、全6施設の提案を求めるものです。なお、施設の構造上の問題により設置が困難と考えられる場合は、その旨証明できる資料を企画提案書に添付したうえで、設備を設置しないこととする提案も想定されます。 |
| 2 | 募集要項 10(1)イc 補助上限を超える提案をすることは可能でしょうか。 (整備費用が156,630千円を超える) | 補助上限を超える提案も可能ですが、補助上限額は変わりません。供給価格「募集要項(別表)審査項目及び評価内容」への影響も勘案の上、ご提案ください。 |
| 3 | 募集要項 10(1)イc 整備費用とは部材費のみでしょうか。工事費も含むのでしょうか。 | 整備費用には、設備費のほか工事費も含まれます。本事業は、環境省[地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)]をご活用いただくことを前提とした事業となりますので、補助対象経費等の詳細を環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」でご確認の上、企画提案書をご提出ください。 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2 |
| 4 | 募集要項 10(1)イ・カ 使用する全てのPCSに自立運転機能が付いていなくても良いでしょうか | 使用する全てのパワーコンディショナに自立運転機能を求めるものではございません。 |
| 5 | 募集要項 10(2)イ 来年度の完工・発電開始でも問題ないでしょうか。 | 企画提案は、年度内に運転が開始できるスケジュールとなるようご検討ください。なお、本事業をやむを得ず翌年度に繰り越す場合は、協定締結後に所定の手続きを行っていただきます。 |
| 6 | 仕様書 5(1) 「構造調査が困難な施設があった場合は、行政財産使用許可の対象としない」とあるが、設備の設置をしないという認識で良いでしょうか。 | 構造調査が困難な施設は、設備設置の安全性が担保できないことから、原則設置しないこととなります。 |
| 7 | 仕様書 5(6)ウg 設備設置箇所部分への部分防水改修で良いでしょうか。 | 原則、部分防水改修によるものとします。ただし、協定締結後の県とPPA事業者との調整において改修方法を変更する場合があります。 |
| 8 | 仕様書 5(6)ウg 設備の設置により既存の防水保証がなくなる場合でも設置は進める方向でしょうか。 | 協定締結後の県とPPA事業者との調整において決定します。 |